

東近江行政組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する 条例

(昭和48年3月13日)
(中部地域消防組合条例第1号)

改正 平成3年3月1日 条例第5号
平成10年3月12日 条例第1号
平成13年3月19日 条例第6号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、建設事業に要する財源、その他予見することができない事件、事業の財源を補うため、東近江行政組合財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積立てる額は、当該年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実、かつ、有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条の4に規定する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年3月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月12日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月19日条例第6号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。